

令和5年3月変更

第2期日光市子ども・子育て支援事業計画

令和2年（2020年）3月

日 光 市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	3
4 計画策定の市民参加	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	4
1 日光市の地域特性	4
2 統計にみる日光市の状況	5
3 市内全域及び地域別の現状と課題	20
4 アンケート調査結果からみる課題	22
第3章 乳幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業	24
1 子ども・子育て支援新制度による区分等	24
2 提供区域の設定	26
3 乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保	27
4 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保	34
(1) 利用者支援事業	34
(2) 地域子育て支援拠点事業	34
(3) 妊婦健康診査	34
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	35
(5) 養育支援訪問事業	35
(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	35
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミサポ）	35
(8) 一時預かり事業	36
(9) 時間外保育事業	37
(10) 病児・病後児保育事業	37
(1 1) 放課後児童健全育成事業	38
(1 2) 実費徴収補足給付事業	39
(1 3) 多様な事業者の参入促進事業	39
【次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画】	40
第4章 計画の推進に向けて	44
1 計画の推進と他計画との連携	44
2 計画に関する情報提供及び周知・啓発	44
3 計画の検証と補正	44

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と目的

平成 27 年度から子ども・子育て新制度が始まり、日光市では、子ども・子育て支援法に基づき策定した「日光市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成 27 年度～31 年度）」により、各種の子育て支援施策を推進してきました。

需要が高まる教育・保育や多様な子育て支援のニーズに対応するため、老朽化が著しい公立保育園の統廃合や民間活力導入による民間保育園整備、民間幼稚園の認定こども園化等の子育て支援に係る環境整備を進めてきたほか、令和元年 10 月からは、幼児教育・保育の無償化により子育て世代の経済的負担の軽減が図られるなど、子育てを取り巻く環境は大きく変わってきています。

就学児童についても、平成 30 年 9 月、国において「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、女性の就業率の更なる上昇に対応するため、すべての児童が安全に安心して放課後等を過ごせる環境整備が求められており、市では、放課後児童支援員の質の向上や処遇改善、小中学校の統廃合に合わせた放課後児童クラブの整備や学校の空き教室の活用等を進めているところです。

このような中、現行の計画が終期を迎えることを機に、計画の位置づけを明確にするとともに、本市の子育て環境の更なる向上に向け施策を推進するため「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

新制度開始前の子育て支援施策は、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」が中心的な位置づけにありました。その後、子ども・子育て支援法が制定され、新制度の開始後は法第 61 条第 1 項の規定において、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられることとなり、現在では本事業計画がその中心的な位置づけになっています。この二つの計画は一体的な策定が認められており、当市においては、行動計画における多岐に渡る子育て関連施策を事業計画に定め、進捗管理を行ってきました。

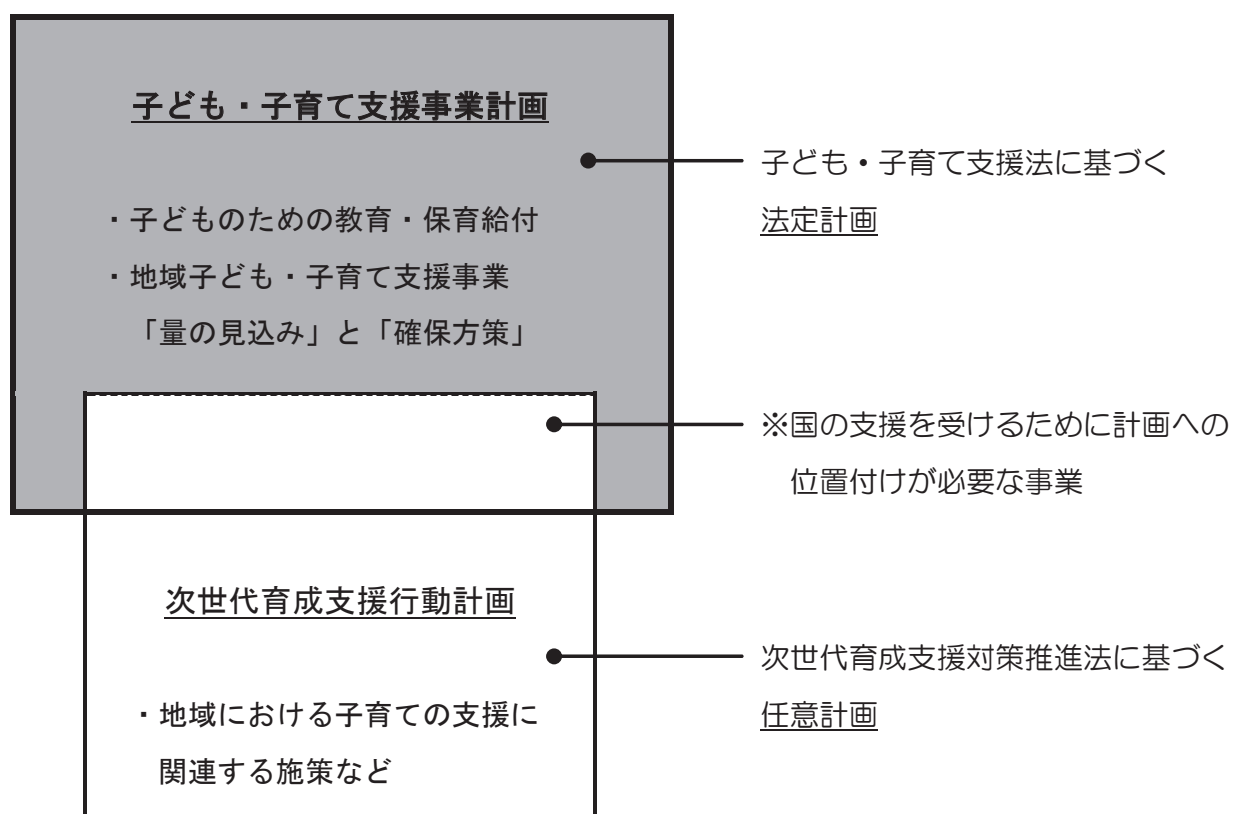
しかしながら、事業計画の策定が義務付けられた一方で、行動計画についてはその策定が任意化されたこと、また、行動計画に係る項目は、第 2 次日光市総合計画に基づく実施計画や日光市まち・ひと・しごと創生総合戦略などにおいても、その目標を示し進捗管理を行っていることから、本計画では、行動計画に係る項目については、国の支援を受けるために計画への記載を必要とする部分のみを盛り込み、事業計画を中心にした計画とします。

具体的には、国の基本指針において、事業計画の基本的記載事項とされる幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市が定める区域ごとに、各年度における「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定め、多様化する利用者のニーズに合わせた「教育・保育の一体的な提供や確保」について記載し、推進することとします。また、行動計画については「児童の健全育成」（国の支援を受けるために計画への位置付けが必要な事業；放課後児童クラブなど）について合わせて盛り込み、一体的な計画とします。

日光市子ども・子育て支援事業計画

（子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画）

（次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画）

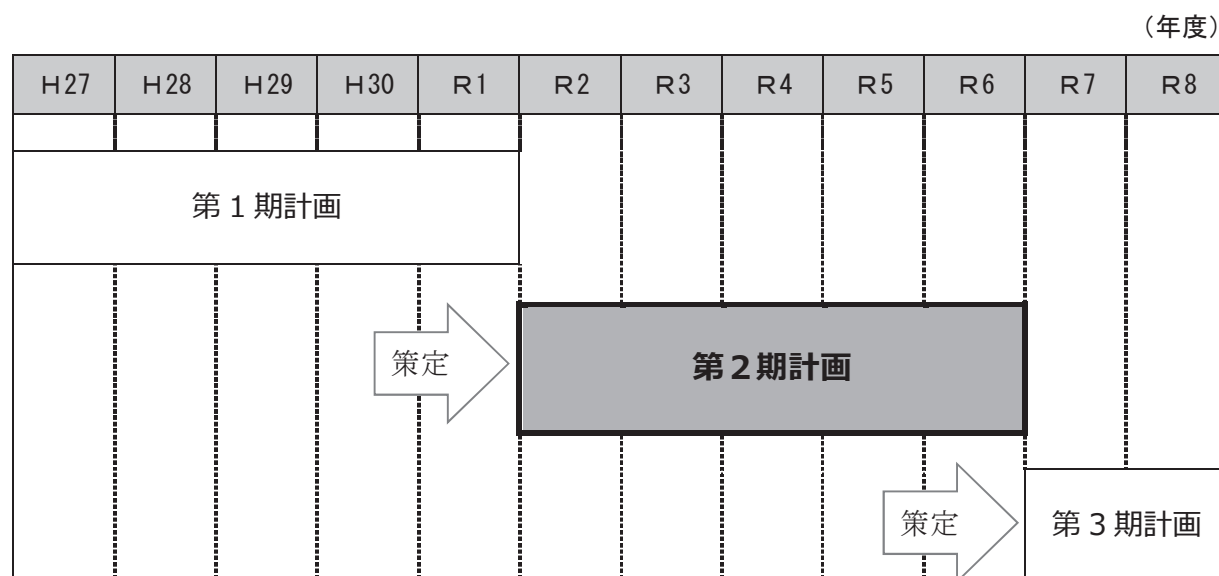


※ これまで次世代育成支援行動計画に計上していた施策や、アンケート調査結果からみる課題のうち本計画（第3章）に定めるもの以外の項目については、地域福祉計画、障がい者福祉計画等の個別計画や、総合計画に基づく実施計画等において調整。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

計画最終年度である令和6年度には計画の達成状況の評価・分析、次期計画策定に向けた見直しを行います。



4 計画策定の市民参加

(1) アンケート調査（ニーズ調査）の実施

- ・実施時期 平成31年1月
- ・配布数（4,136件）、回収数（3,335件）、回収率（80.6%）

(2) 日光市子ども・子育て審議会

市民代表の組織として、子ども関係団体関係者、教育・保育関係者、学識経験者、保護者及び公募委員から設置された「日光市子ども・子育て審議会」による協議、意見の聴取を行いました。

(3) 関係団体等ヒアリング

子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、保育園、認定子ども園、幼稚園等のご意見を参考にしました。

(4) パブリックコメントの実施

意見を募集した期間 令和2年1月6日（月）～令和2年2月5日（水）

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 日光市の地域特性

日光市は、栃木県の北西部に位置し、市の総面積は約 1,450 平方キロメートルで、栃木県のおよそ4分の1を占めるという広大な面積を誇り、全国でも3番目の広さとなっています。

地形は、標高 200 メートル程度の平坦地域から 2,000 メートルを越す山岳地域まで大きな起伏があり、その特性から、総人口の8割以上が、今市地域を中心とした南東部の平坦地域に居住しています。

年少人口（0～14 歳）を地域別でみると、今市地域の年少人口指数は 19.24%と前計画策定時とほぼ同程度の数値(0.16%減)となっていますが、それ以外の地域は非常に低く、日光地域が 14.49%(1.71%減)、藤原地域が 13.26%(1.34%減)、足尾地域が 9.64%(1.76%減)、栗山地域が 7.21%(2.69%減)と大幅な減少傾向がみられます。

日光市

栗山地域

年少人口指数
7.21%

藤原地域

年少人口指数
13.26%

日光地域

年少人口指数
14.49%

足尾地域

年少人口指数
9.64%

今市地域

年少人口指数
19.24%

- * 年少人口指数・・・生産年齢人口に対する年少人口（15歳未満）の比率
- * 日光市年少人口指数 第1期計画掲載データ（H25.4.1現在住民基本台帳より算出）
第2期計画掲載データ（H31.4.1現在住民基本台帳より算出）
- * 栃木県年少人口指数 20.61%（H31.1.1現在人口統計資料より算出）

2 統計にみる日光市の状況

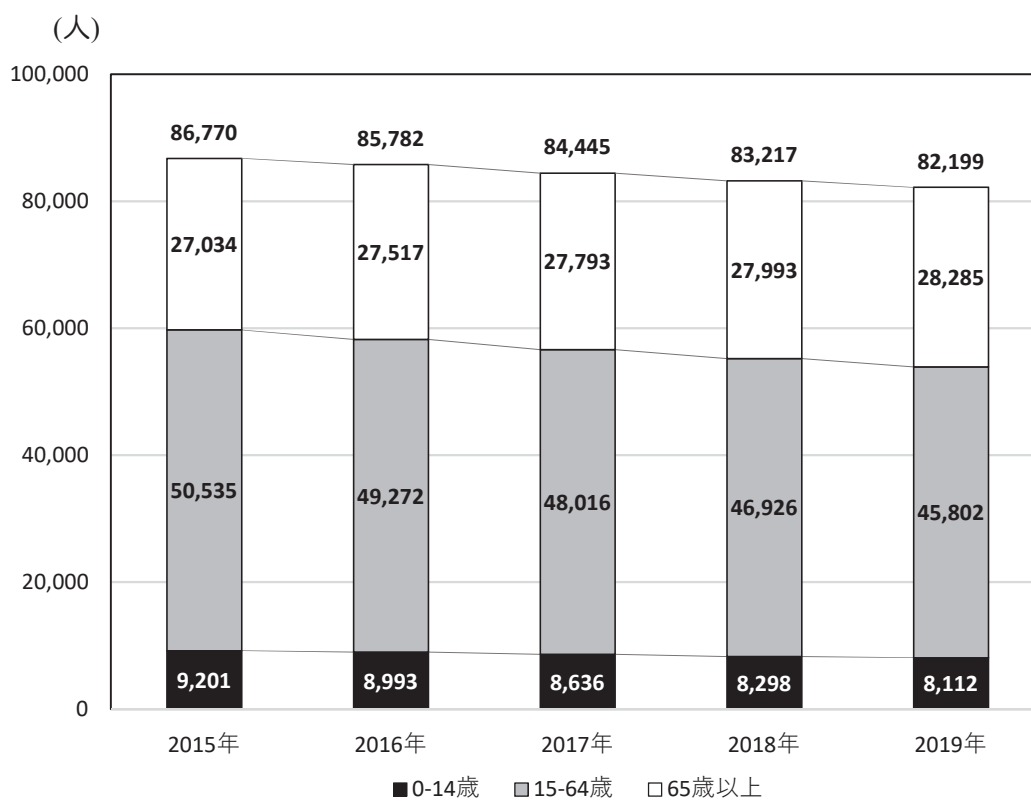
(1) 人口

① 総人口及び年齢3区分別人口の推移

2015年から2019年までの日光市の総人口の推移をみると、一貫して年々減少する傾向にあります。

年齢3区分別では、0-14歳の年少人口及び15-64歳の生産年齢人口はいずれも毎年減少する傾向が続いています。

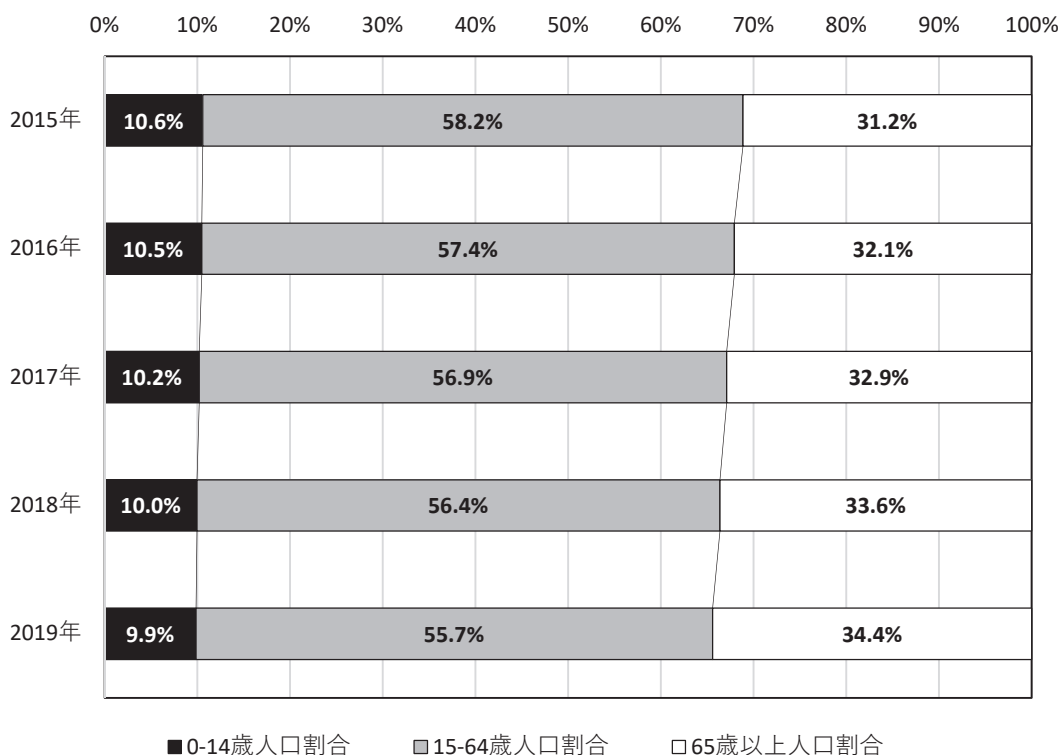
これに対して、65歳以上の高齢者人口は、2015年以降増加傾向に転じています。



資料：日光市統計書による

② 年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別の人口の割合をみると、0-14歳の年少人口の割合は、2015年から2019年にかけて減少する傾向が続き、2015年では10.6%あった割合が2019年には9.9%と0.7ポイント減少しています。また、15-64歳の生産年齢人口割合も概ね減少傾向にあり、2015年で58.2%あった割合が2019年には55.7%と2.5ポイント減少しています。これに対して、65歳以上の高齢者人口の割合は増加する傾向が続き、2015年では31.2%だった割合が2019年には34.4%と3.2ポイント増加しています。

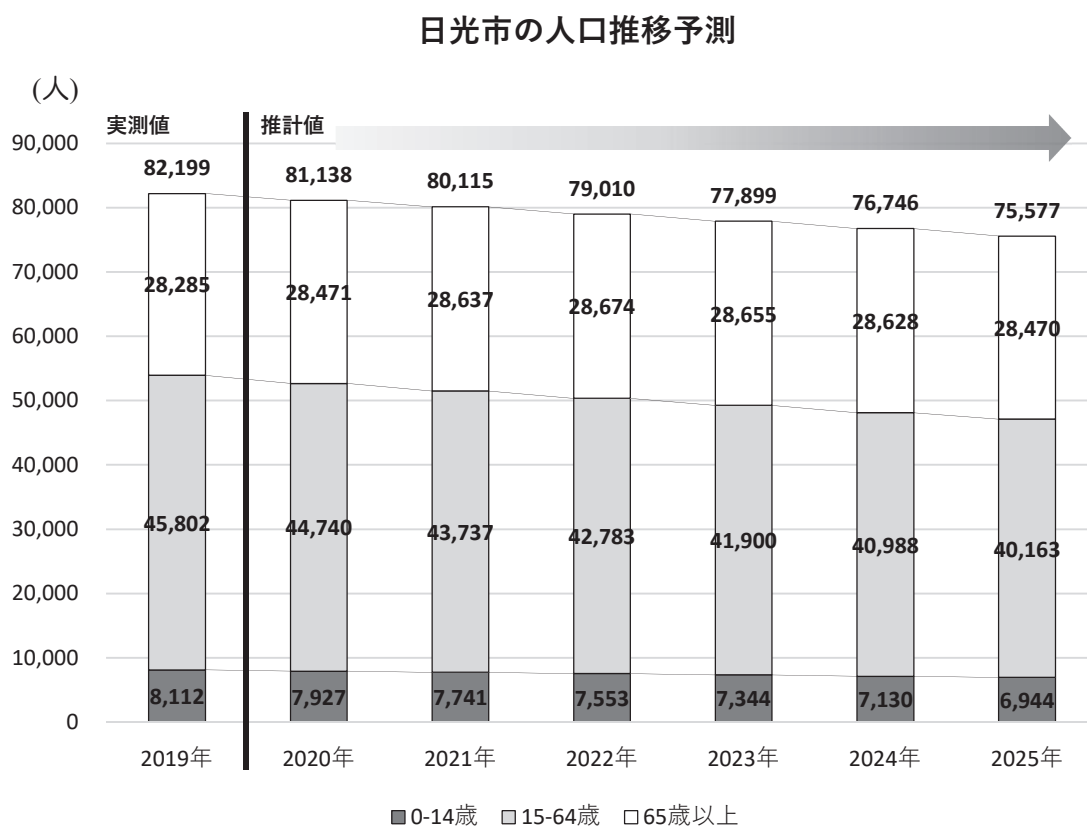


資料：日光市統計書による

③ 年齢3区分別人口推移の推計値（全市及び地域別）

2020年から2025年までの5年間の人口推計をみると、総人口は年々減少する傾向にあり、2025年には75,577人になると予測されます。

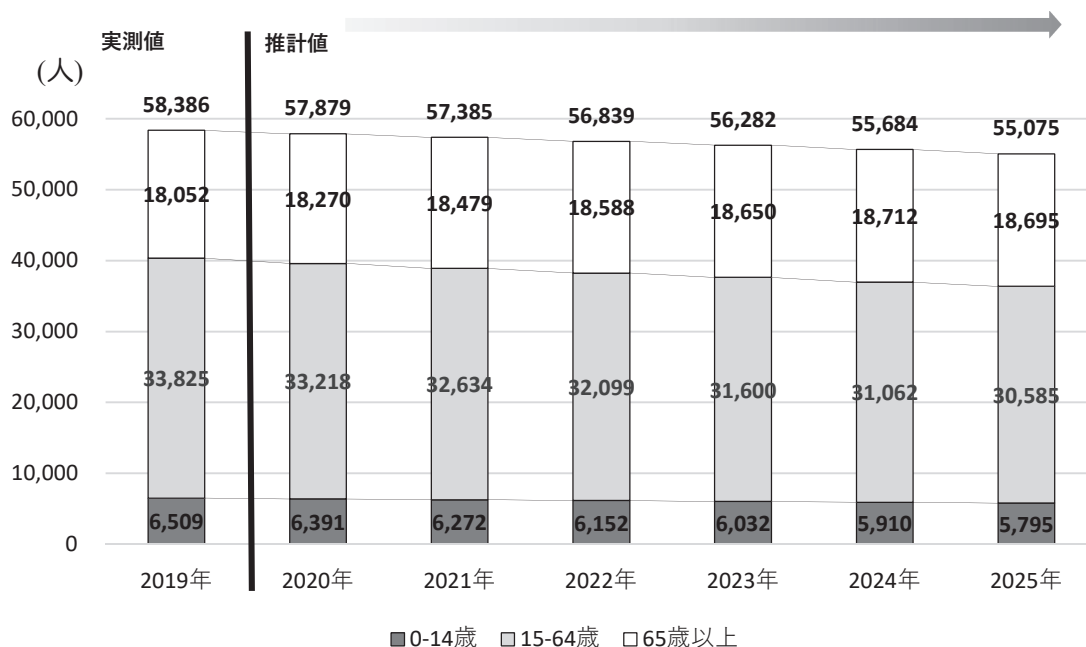
年齢3区分別では、0-14歳の年少人口及び15-64歳の生産年齢人口は減少する傾向が続くと予測されているのに対して、65歳以上の高齢者人口は2025年までは増加傾向が予測されており、少子高齢化がさらに進行するものと予測されます。



資料：過去5年間の日光市住民基本台帳人口（外国人を含む）に基づくコーホート変化率法による推計値

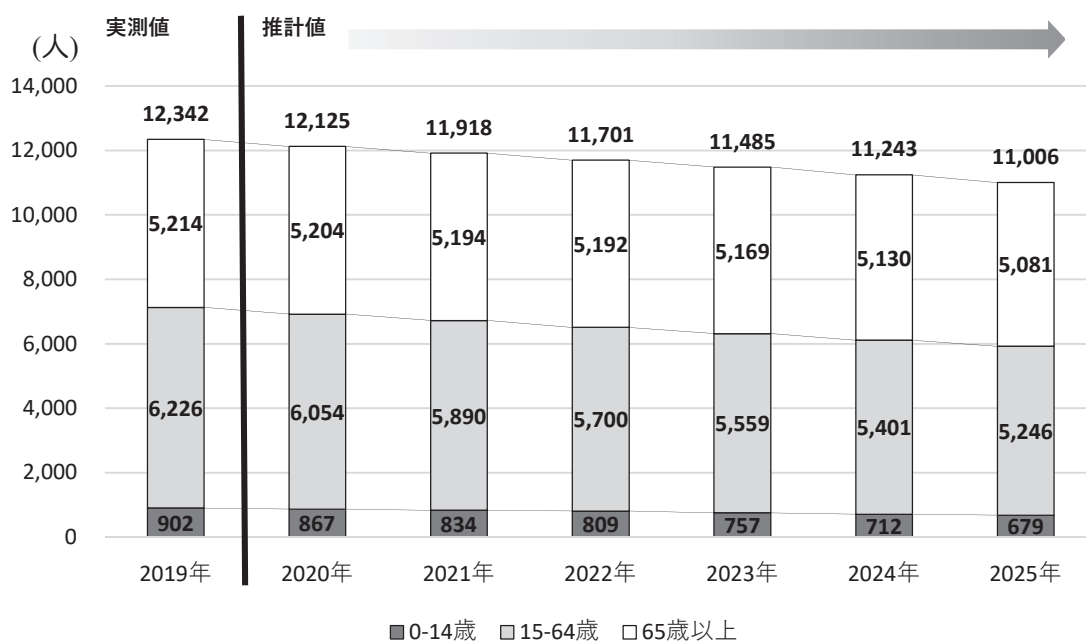
平成18年の市町村合併以前の5地域で、今後の人口推移予測を年齢3区分別にみても、人口推移予測の減少傾向は変わりません。いずれの地域でも0-14歳の年少人口及び15-64歳の生産年齢人口は毎年減少する傾向が続いています。

今市地域の人口推移予測



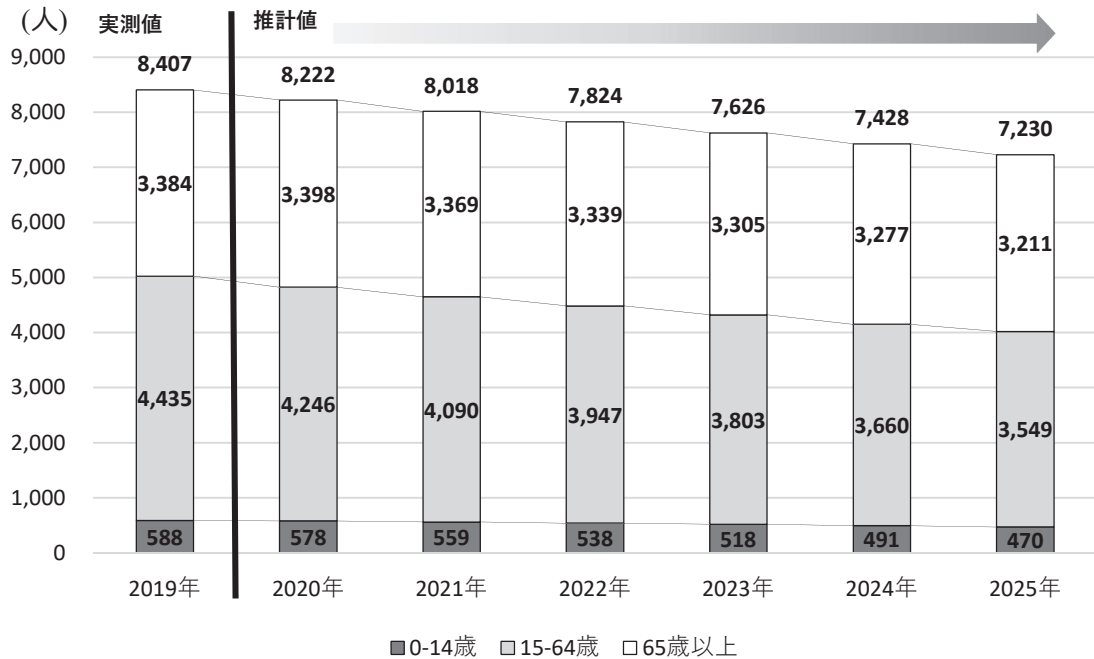
資料：過去5年間の日光市住民基本台帳人口（外国人を含む）に基づくコーホート変化率法による推計値

日光地域の人口推移予測



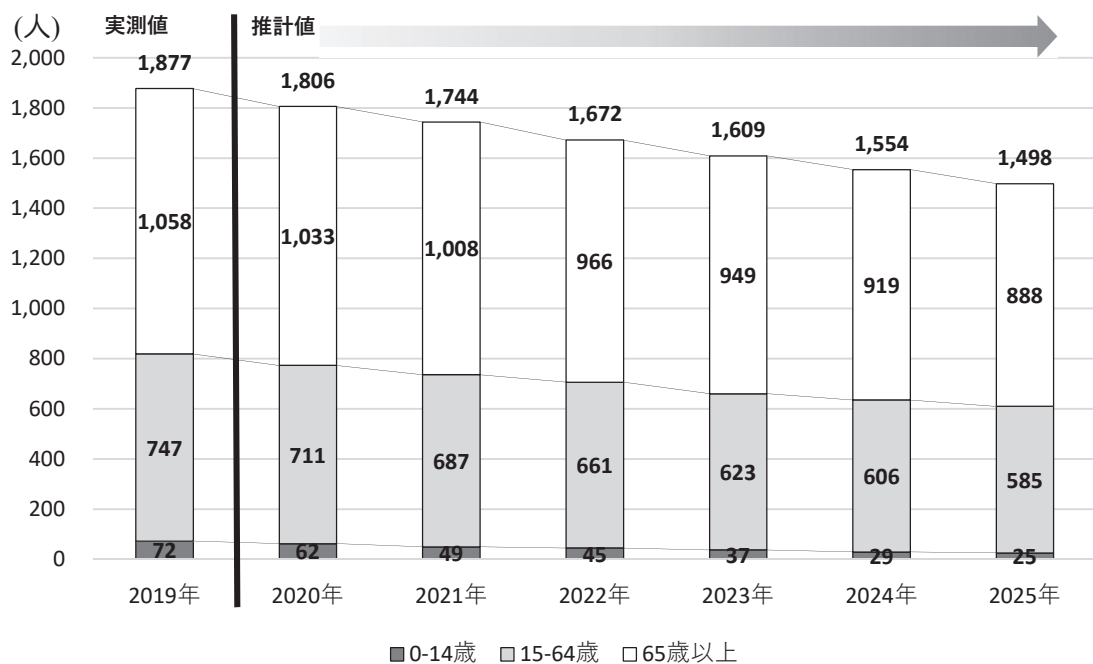
資料：過去5年間の日光市住民基本台帳人口（外国人を含む）に基づくコーホート変化率法による推計値

藤原地域の人口推移予測



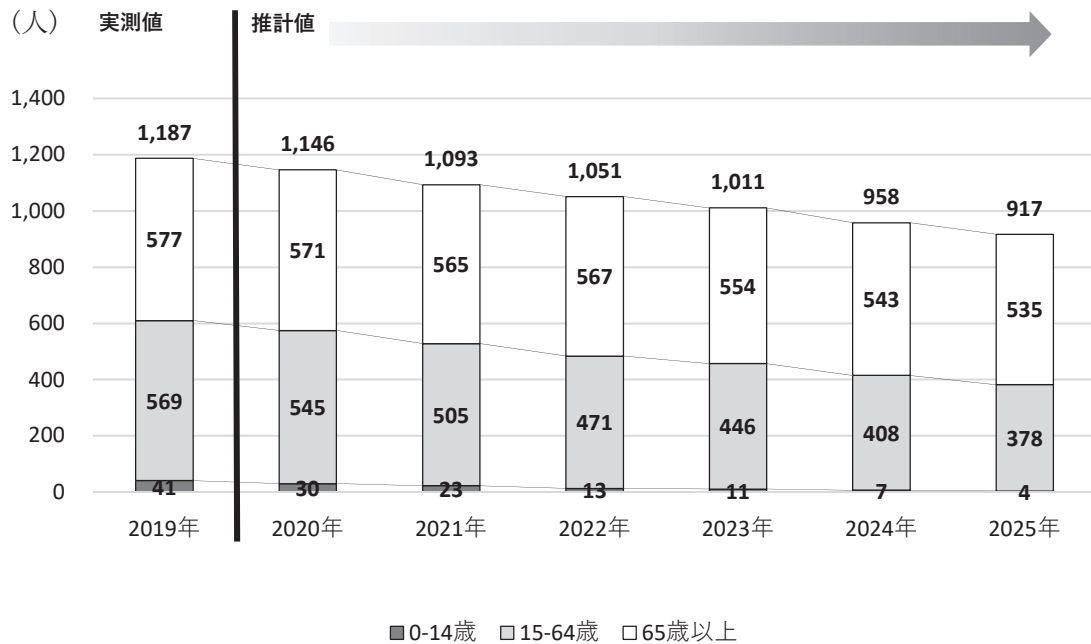
資料：過去5年間の日光市住民基本台帳人口（外国人を含む）に基づくコーホート変化率法による推計値

足尾地域の人口推移予測



資料：過去5年間の日光市住民基本台帳人口（外国人を含む）に基づくコーホート変化率法による推計値

栗山地域の人口推移予測



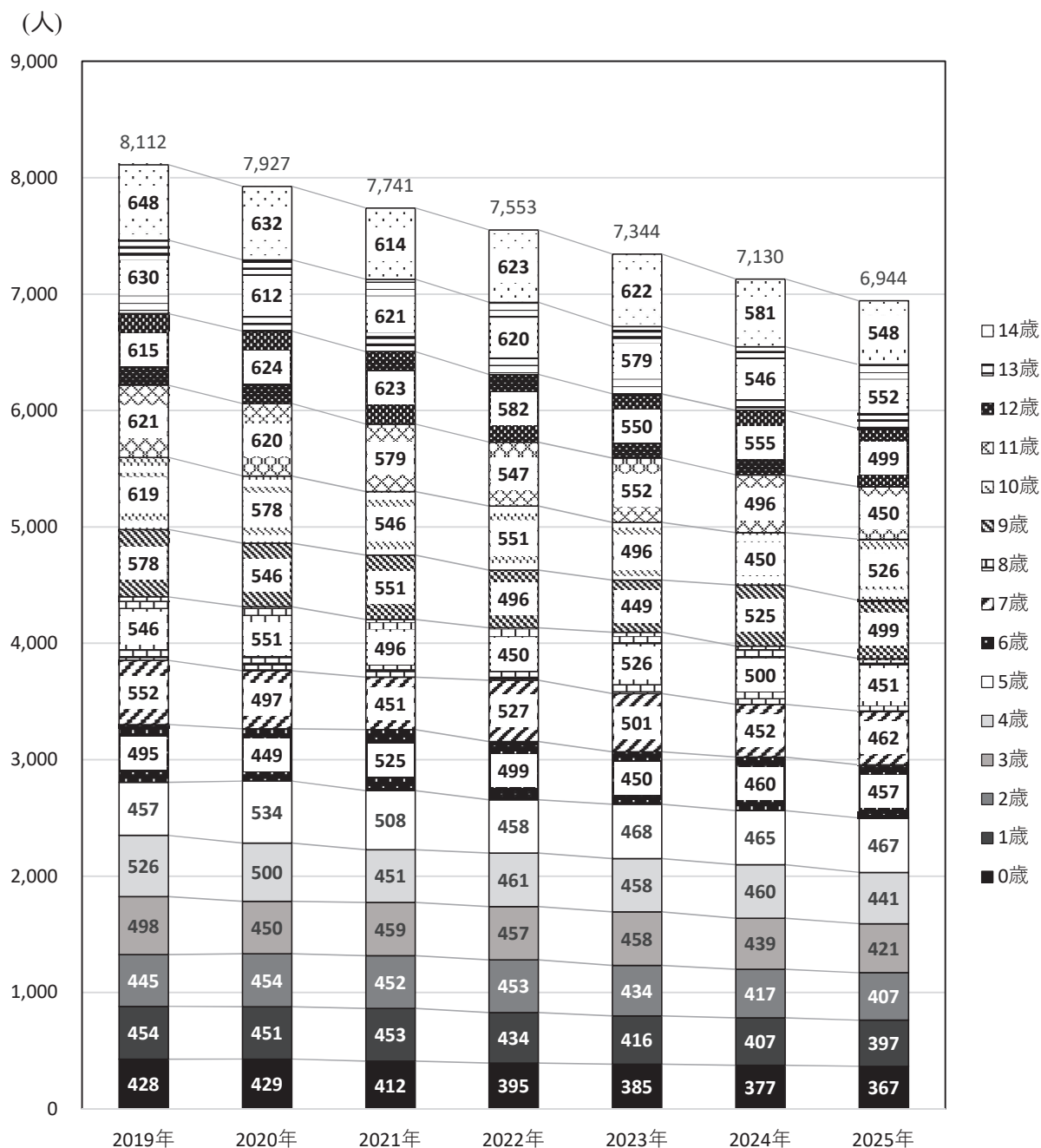
資料：過去5年間の日光市住民基本台帳人口（外国人を含む）に基づくコーホート変化率法による推計値

藤原、足尾、栗山の両地域では65歳以上の高齢者人口も減少傾向にあり、深刻な過疎化状況にあることがうかがわれます。また、それらの地域では高齢者人口が全人口に占める割合も非常に高く、特に足尾地域では2019年の時点で、栗山地域では2021年以降65歳以上の人口が65歳未満人口を上回る状況となることが予測されており、その高齢化は、より深刻な状況にあるとみなさなければならないと考えられます。

なお、これらの地域別人口推移予測については、各地域の過去5年分の日光市住民基本台帳人口（外国人を含む）の人口推移データを基に、コーホート変化率法により推計した予測値となっているので、日光市全体の予測値と地域別予測値の合計値は一致しません。

④ 0歳-14歳の児童人口推移の推計値（全市）

0-14歳の児童人口推移の推計値をみると、2019年の8,112人から2025年には6,944人と、1,168人減少すると予測されます。これは、わずか5年で児童人口が1割以上減少してしまうという予測であり、かなり顕著な減少幅といわなければなりません。

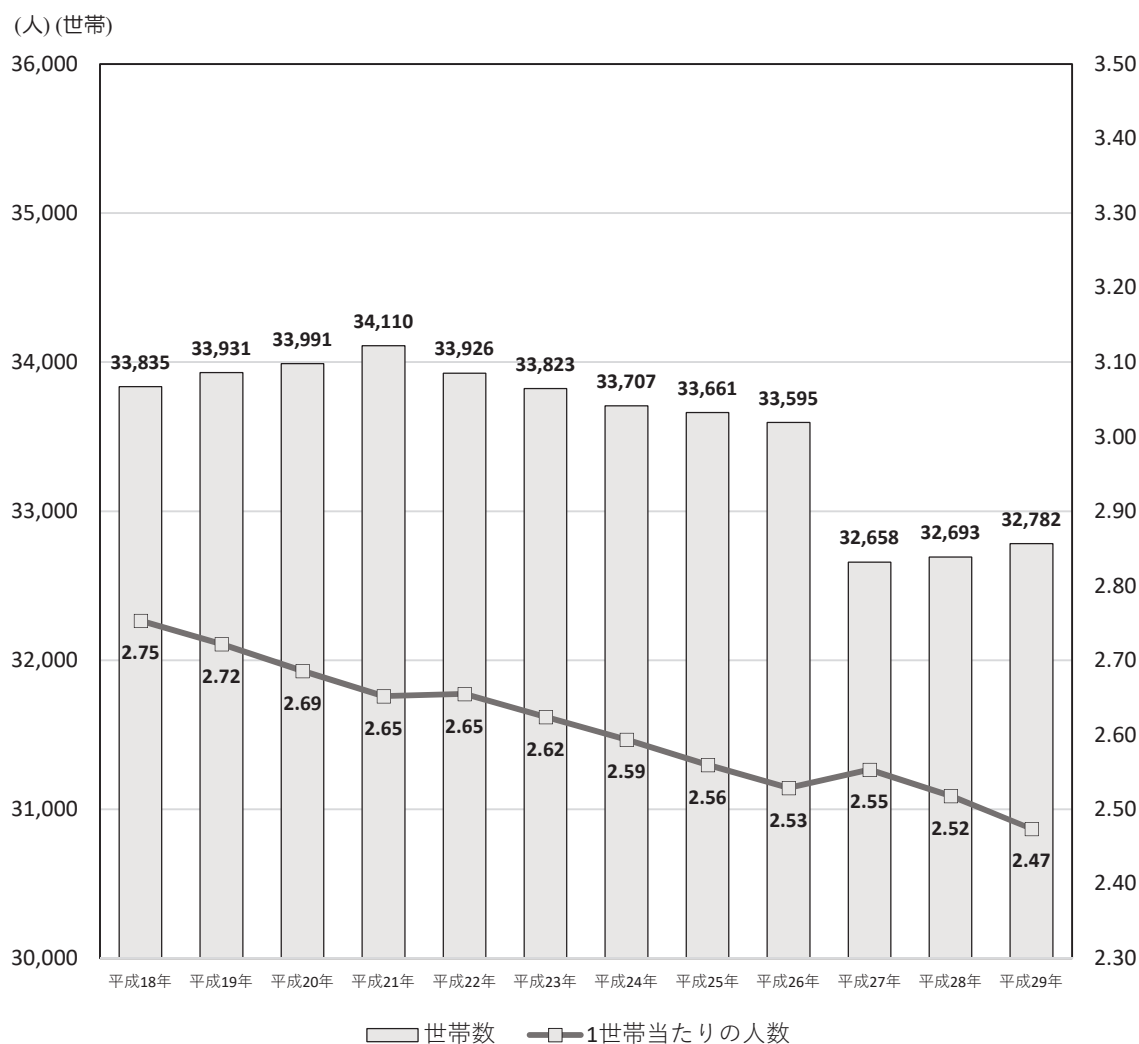


資料：過去5年間の日光市住民基本台帳人口（外国人を含む）に基づくコーホート変化率法による推計値

⑤ 世帯数と1世帯あたり人員の推移

日光市の世帯数は、平成 21 年をピークに減少し平成 27 年からは増加傾向にありますが、ピーク時よりも大幅に世帯数が減少しています。また、1 世帯あたりの人数は平成 18 年以降、概ね減少する傾向が続いています。

このことは、当市における人口減少が恒常化しつつある深刻な状態にあることを示していると考えられます。



資料：日光市統計書による

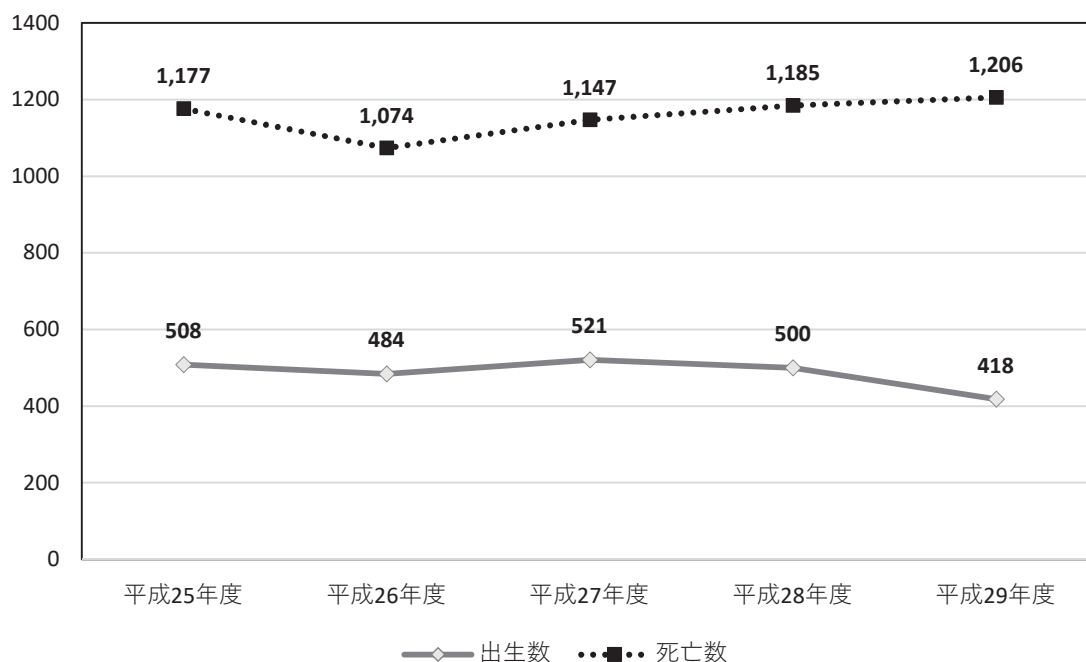
(2) 出生数、死亡数の推移《自然動態²》

平成25年度以降の自然動態をみると、常に出生数を死亡数が上回る自然減の傾向が続いており、日光市の自然動態は中長期的な自然減の傾向にあると考えられます。

出生数については、減少傾向が止まらず、平成29年度では418人と、平成25年度の508人と比べると、90人少なくなっています。

一方、死亡数については、ゆるやかに増加する傾向にあります。平成26年度は1,074人と前年度を103人下回りましたが、平成29年度の1,206人と比べると、132人多くなっています。

(人、世帯)



(単位：人)

年度	出生数	死亡数	自然増減 (出生－死亡)	人口	人口の増減 (対前年)
平成25年度	508	1,177	-669	86,166	-1,260
平成26年度	484	1,074	-590	84,952	-1,214
平成27年度	521	1,147	-626	83,386	-1,566
平成28年度	500	1,185	-685	82,327	-1,059
平成29年度	418	1,206	-788	81,100	-1,227

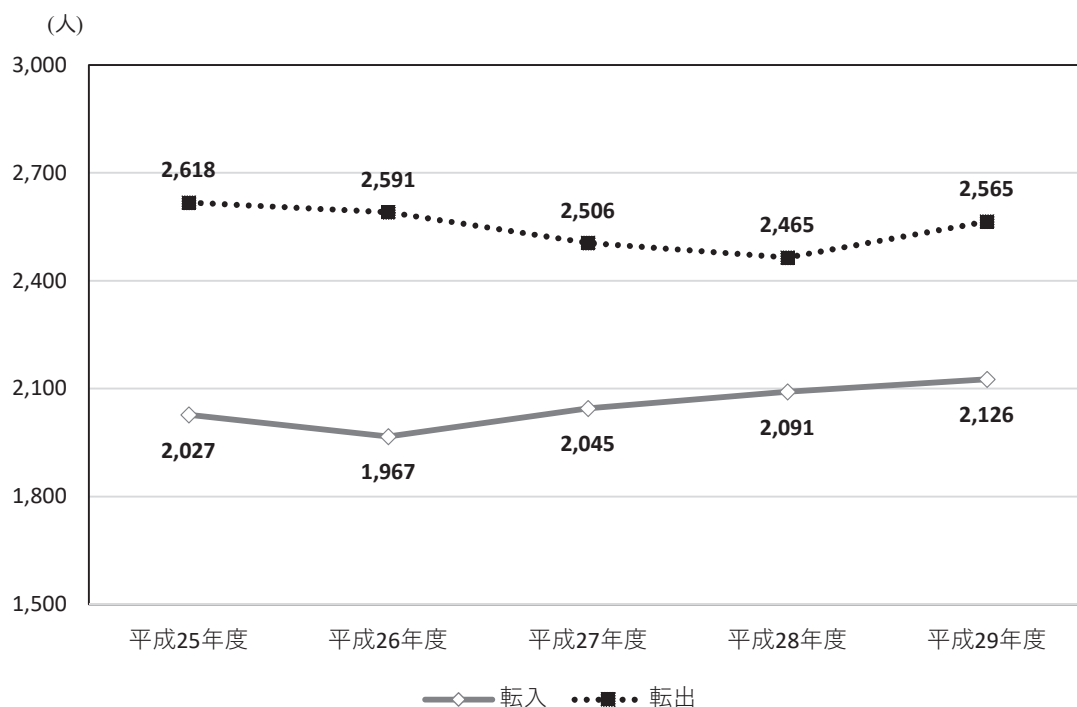
資料：日光市統計書による

²出生・死亡による人口増減のこと。

(3) 転入転出の状況《社会動態³⁾》

平成25年度から平成29年度までの日光市の社会動態をみると、平成26年度以降、転入者が増加傾向にあります。一方、転出者が増加傾向にありますが、常時転出者が転入者を上回る、社会減の状態が続いています。

転入者数は平成25年度の2,027人から平成29年度には2,126人と99人増加しています。一方、転出者数は平成25年度の2,618人から平成29年度には2,565人と53人減少していますが、同年度の転入者数を439人上回っています。



(単位：人)

年度	転入	転出	社会増減 (転入者－転出者)	人口	転出入割合 ※
平成25年度	2,027	2,618	-591	86,166	-0.69%
平成26年度	1,967	2,591	-624	84,952	-0.73%
平成27年度	2,045	2,506	-461	83,386	-0.55%
平成28年度	2,091	2,465	-374	82,327	-0.45%
平成29年度	2,126	2,565	-439	81,100	-0.54%

※転出入割合＝社会増減÷人口×100

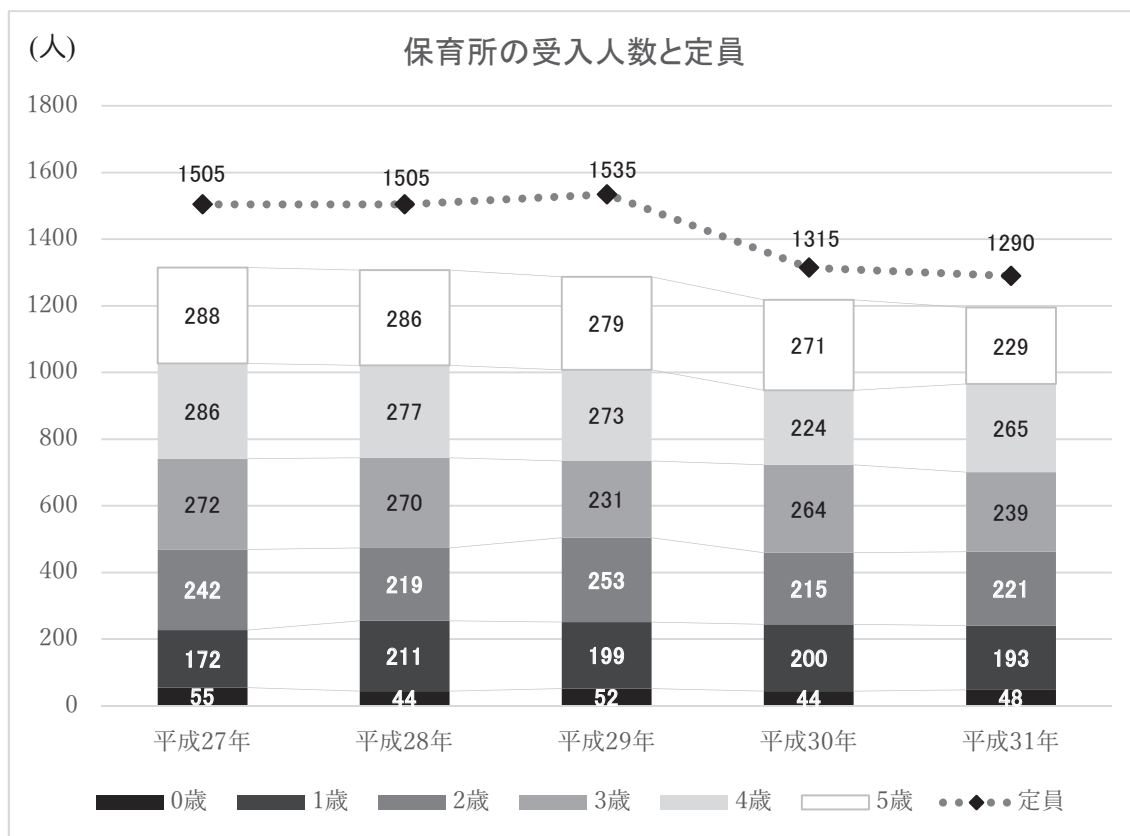
資料：日光市統計書による

³⁾転出入などの社会的条件による人口増減のこと。

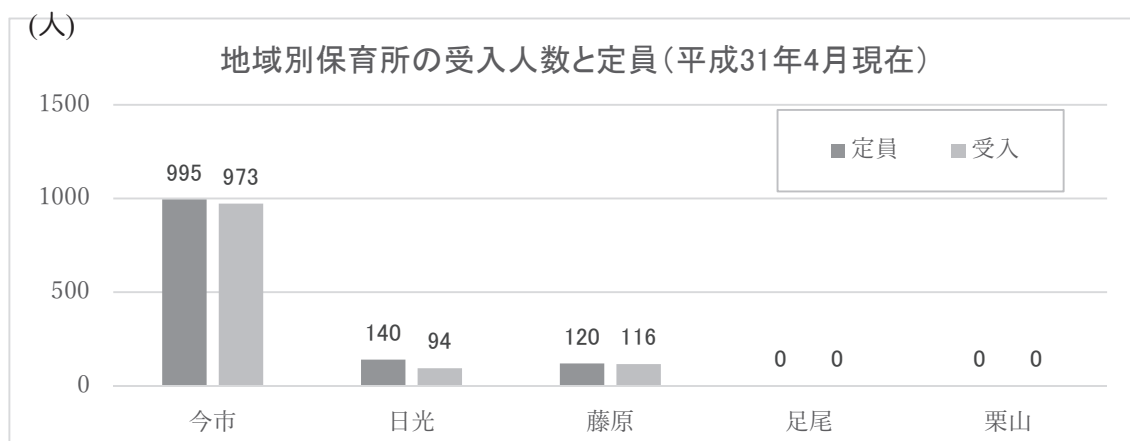
(4) 保育所の状況（受入人数と定員の推移）

平成31年4月現在、日光市に設置されている保育所数は14か所（今市10・日光2・藤原地域2）で定員は1,290人を確保しており、これに対して受入人数は1,195人となっています。

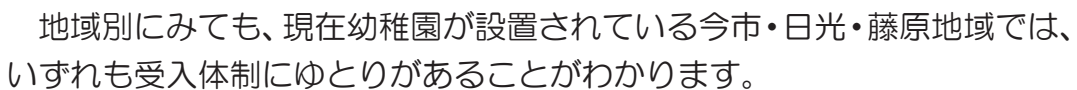
過去5年間の推移をみても、全体の定員は受入人数を上回っており、十分な定員が確保されてきたことがわかります。



また、地域的な状況をみると、どの地域でも定員は受入人数を上回っており、十分な定員数が確保されてきたことがわかります。

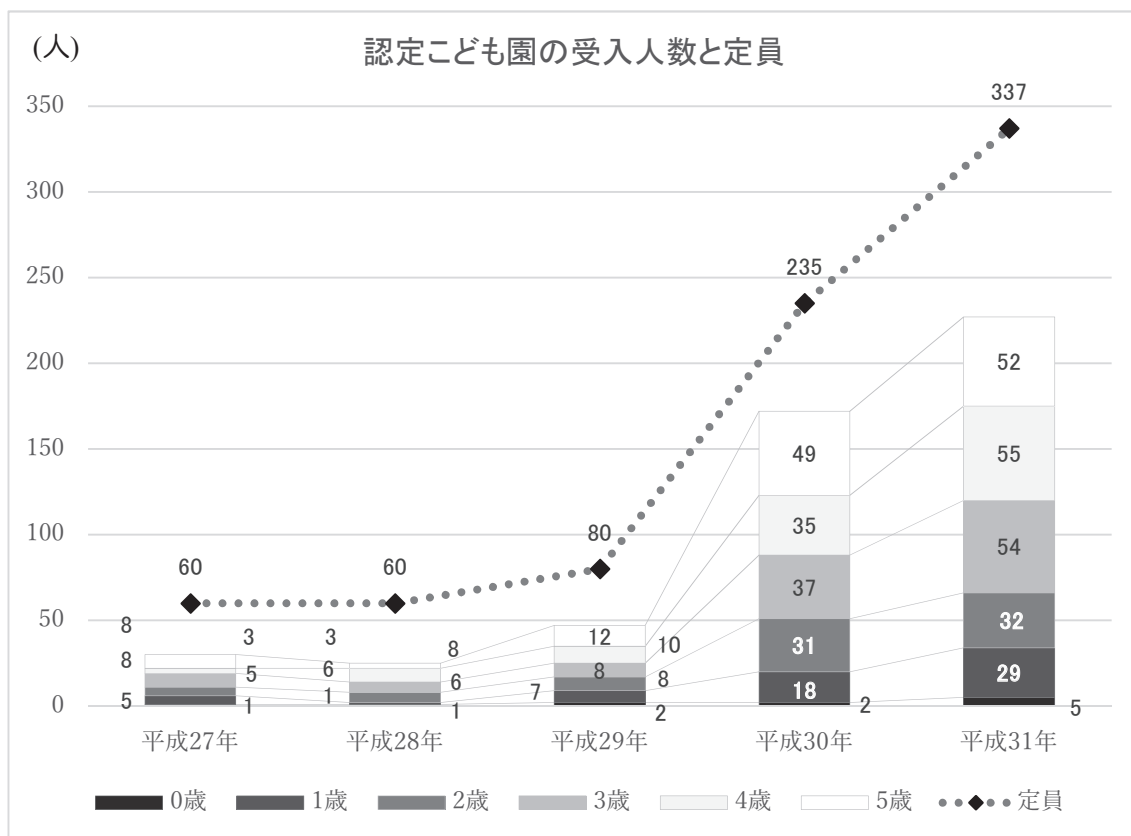


平成31年4月現在、日光市に設置されている幼稚園は4か所（今市1・日光2・藤原地域1）で、定員は255人を確保しており、これに対して受入人数は202人となっています。平成28年度以降、幼稚園が新制度に移行（定員再設定）したことや認定こども園へ移行した園があることから、受入人数と定員数が大きく減少しています。

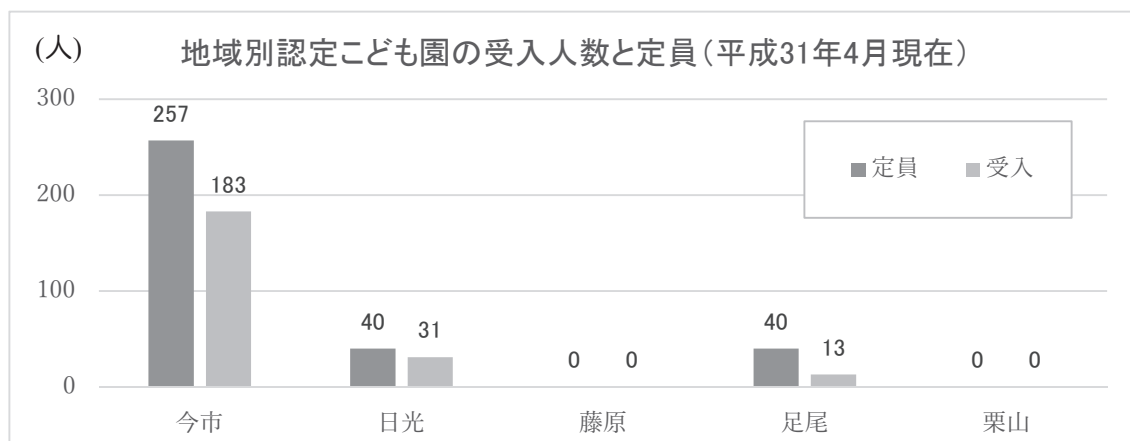


(6) 認定こども園の状況（受入人数と定員の推移）

平成31年4月現在、日光市に設置されている認定こども園は5か所（今市3・日光1・足尾地域1）で、定員は337人を確保しており、これに対して受入人数は227人となっています。認定こども園は、平成29～31年度に幼稚園から認定こども園へと移行している施設があります。そのため年々定員と受入人数が増加しています。

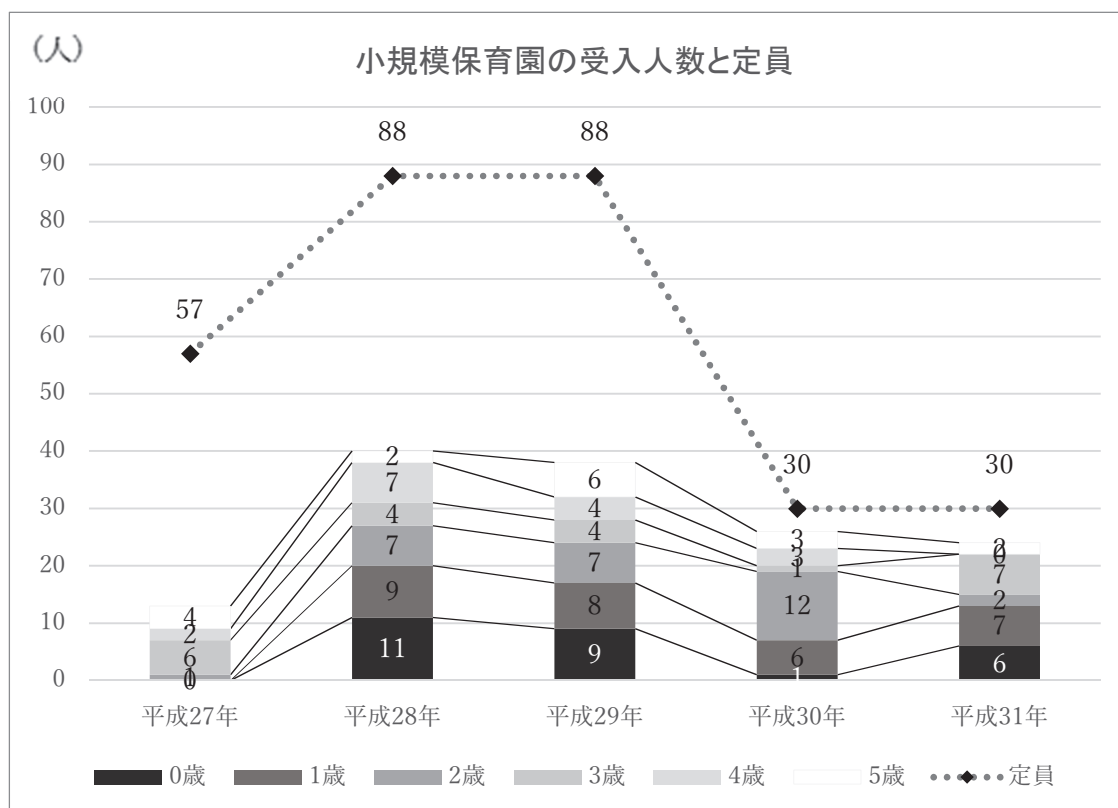


地域別にみても、現在認定こども園が設置されている今市・日光・足尾地域では、いずれも受入体制にゆとりがあることがわかります。

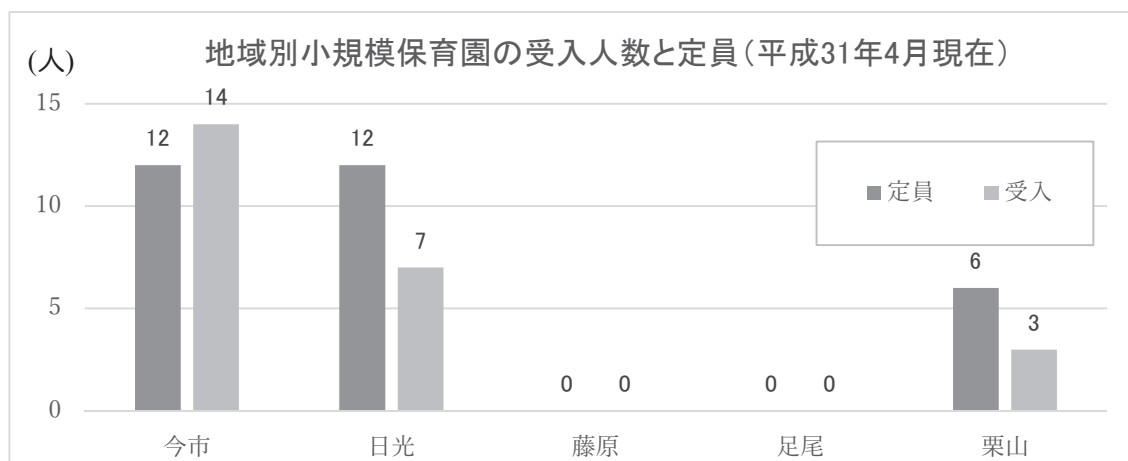


(7) 小規模保育園の状況（受入人数と定員の推移）

平成31年4月現在、日光市に設置（休園除く）されている小規模保育園は3か所（今市1・日光1・栗山地域1）で、定員は30人を確保しており、これに対して受入人数は24人となっています。低年齢児保育の需要過多に対する今市地域と供給確保のための日光・栗山地域とその性質は異なりますが、必要な定員数について、実際の利用数に合わせた調整を行っていきます。

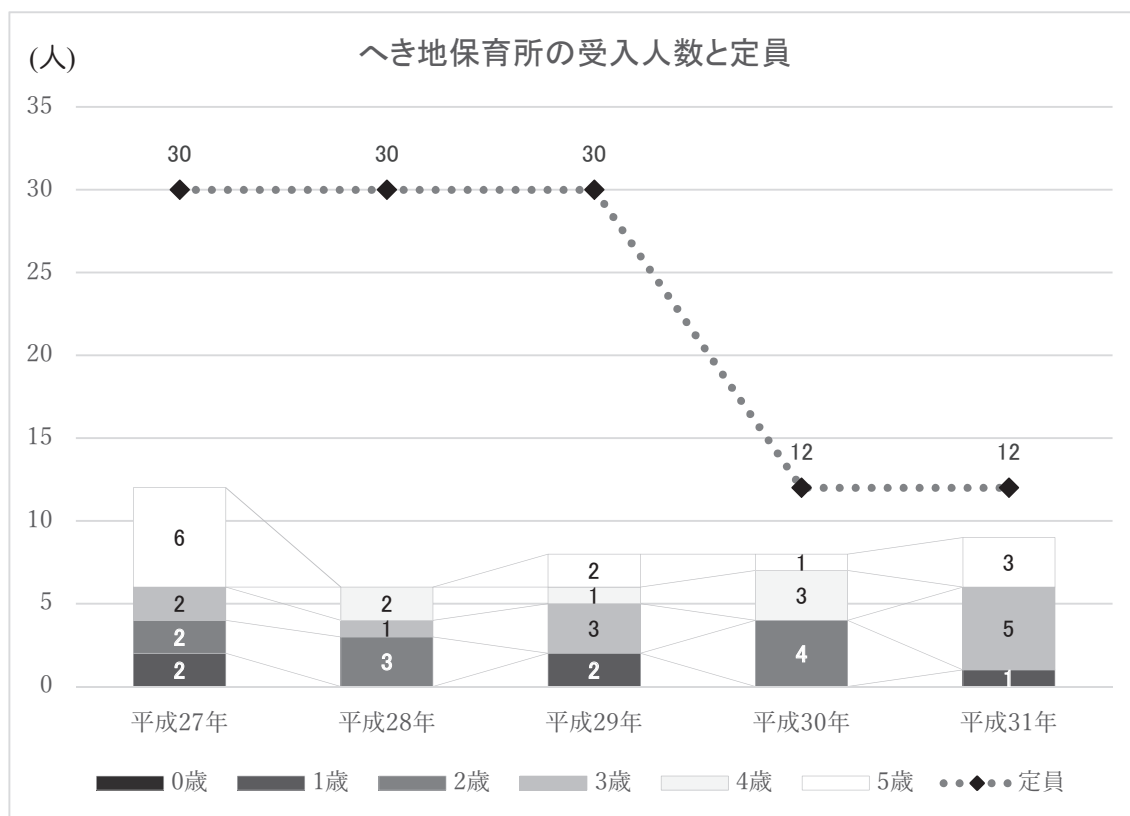


ただし、地域別にみると、今市地域以外の日光、栗山の2地域はいずれも受入人数を上回る定員数が確保されていますが、今市地域では、定員数を上回る受入人数となっています。

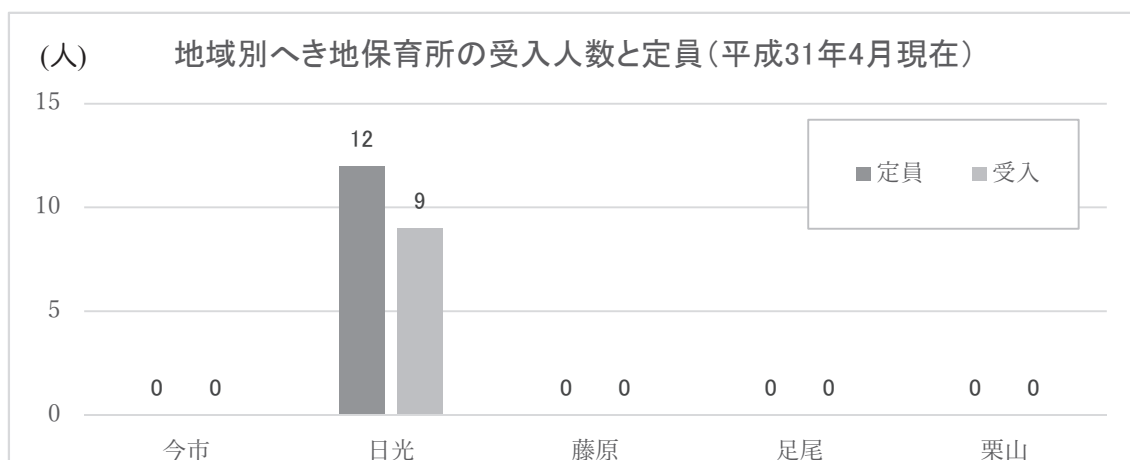


(8) ヘキ地保育所の状況（受入数と定員の推移）

平成31年4月現在、日光市に設置されているヘキ地保育所は1か所（日光地域:小来川）で、定員は12人を確保しており、これに対して受入人数は9人となっています。定員数については、実際の利用数に合わせた調整を行っています。



現在、ヘキ地保育所が設置されている日光地域では、受入体制にゆとりがあることがわかります。



3 市内全域及び地域別の現状と課題

(1) 市内全域

日光市は、平坦部から山間部まで広大なエリアを市域としているため、保育サービスや保育施設等について、地域毎に多様な課題を抱えています。

各地域の現状と課題については、以下のとおりです。

(2) 今市地域

市内で一番人口が多い今市地域は、住宅地や商業地が集中しており、幼児教育・保育や児童の預かりの需要が特に高い地域です。

施設種別については、幼稚園・保育園・認定こども園、保育型児童館をはじめその他の認可外保育施設が立地しており、利用者にとって選択肢が多い一方、利用希望者が定員を超過する施設もあります。さらにその傾向は低年齢児クラスに多くみられるため、3号認定（0～2歳児）の定員枠の拡大が求められます。

また、当地域は今市・落合・豊岡・大沢・塩野室の5地区に分けられ、人口や保育施設等の立地に偏りがあるため、今後、老朽化する公立保育施設等の統廃合や民間活力導入による新設等を視野に適切な施設配置を行う必要があります。

(3) 日光地域

日光地域は、旧日光市中心部周辺と山間部にある中宮祠地区、小来川地区に分けられます。

旧日光市中心部周辺の保育施設等については、各々一定の量の見込み（需要）に対し供給体制があるものの、その他の地区については、減少傾向あるいは少数の量の見込みが続くものと推計され、施設の老朽化や各地区の公共施設マネジメントの方向性に合わせ、施設の存続等を検討していくことになります。

(4) 藤原地域

藤原地域については、鬼怒川地区、下原地区、さらに県境寄りの三依地区があります。

前記2地区については、鬼怒川流域の観光地の中にありますが、人口の減少は続いており、利用希望者数の動向を見守っていく必要があります。三依地区については、現在、栗山地域内の栗山地区及び湯西川地区との合同保育（1地区の保育施設に送迎）を実施している状況です。

今後は、三依地区の公共施設（公民館）整備に合わせ、保育スペースの確保等を進めていくことになります。

(5) 足尾地域

足尾地域には保育施設や学校（児童クラブ）が1施設ずつありますが、今後も引き続き利用者の減少が推計されるため、保育等機能の維持を前提に小規模化等を検討する必要があります。

(6) 栗山地域

栗山地域については、栗山地区と湯西川地区に分けられ、いずれも利用希望者はごく少数あるいは利用希望なしの状況にあります。

現在、藤原地域の三依地区と3地区合同による保育を実施しており、保護者の利用ニーズに合った柔軟な保育の提供体制をとっています。

今後も必要に応じ各地区単位での家庭的保育（1～3名程度）の実施を検討していく必要があります。

4 アンケート調査結果からみる課題

(1) 平日の定期的な幼児教育・保育事業

特に、今市地域では、保育事業において定員を超える利用希望が見込まれることから、適正な量を確保していくことが求められます。

さらに、児童人口の減少が著しい足尾地域や栗山地域では認定こども園や小規模保育施設に対する期待が非常に高くなっていることから、地域の実情に応じた保育サービスを提供していく必要があります。

(2) 地域の子育て支援事業

これまでの利用実績は、アンケート調査の利用希望を下回っており、現状の利用率は決して高いものとはいえない結果となっています。現在の事業内容が市民のニーズに適合しているかの検証を行うとともに、事業のPR方法や市民への周知方法についても検討が必要です。

また、足尾地域や栗山地域では事業サービスを受けにくい現状にあることから、地域のニーズに沿った対応が求められます。

(3) 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な幼児教育・保育事業

土曜・休日の「定期的」な事業の利用ニーズは決して高くはありませんが、月に1～2回の利用希望者まで含めると2～3割前後の利用希望があります。

また、幼稚園利用者の長期休暇中の利用希望は更に高く、幼稚園利用者の約6割に利用希望のニーズがあり、これらに対応していく必要があります。

(4) 病児・病後児保育事業

病児・病後児のための保育施設等を利用したいというニーズは、子どもが病気やケガの場合の対処方法で「父親が休んだ」か「母親が休んだ」と回答した人の3割程度となっています。病児・病後児への対処は、就労する保護者にとって相応の負担となっていることを示す結果となっていることから、受入体制の充実を図ることが必要です。

(5) 不定期の幼児教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等

一時的に事業を利用している人はアンケート回答者の1割程度という現状となっています。しかし、様々な要因による利用希望は3割程度あり、需要は見込まれていることから、今後も、継続した事業の供給体制を確保することが必要です。

（６）小学校入学後の放課後の過ごし方

就学後に放課後を過ごさせたい場所は、低学年・高学年ともに「自宅」や「習い事」の割合が高くなっていますが、公共的な場所としては「放課後児童クラブ」の割合が高く、そのニーズは低学年時の方が高いという結果となっています。

（７）育児休業の利用状況

育児休業制度は、母親では、ある程度普及が進んでいるとみなすことができる結果となっていますが、それでも決して十分な状況とはいえません。

また、必要に応じて育児休業を取得することや短時間勤務とすることが社会的に容認される状況とはなっていないことをうかがわせる回答結果です。特に父親については、制度自体は知られていても、それを利用できる社会条件が整っていないと言わざるを得ない回答結果となっています。

この対応としては、行政だけではなく、企業等をはじめとした関係機関が共通の問題意識を持ち、取り組みを強化していく必要があります。

（８・９）子育て環境における満足度・重要度

子育て支援における満足度と重要度に関する回答結果を併せ見ると、最も重要度が高いとされている「子どもの安全」の満足度が「とても満足」と「やや満足」とを合わせても半数以下に留まっている結果となっています。

また、子育て支援については、総合的な切れ目ない対応が求められていますが、各種の事業を展開する上で、「子どもの安全」を主眼に置いた取り組みを進める必要があります。

子育て支援における満足度では、緊急時の預かりに関して満足度が低い状況であり、現在の一時預かりや病児病後児預かりの事業利用が少ない事との関連が見られます。

（１０）子育て支援で、今後力を入れてほしいこと

今後の子育て支援については、「子どもが安心して遊べる場所」や「公園や歩道の整備」など、子どもの環境についての整備が求められています。また、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制」、「児童手当の経済的支援」など制度についても強化をしていく必要があります。

第3章 乳幼児期の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業

本章では、乳幼児期の「教育・保育」【認定区分/施設類型別】と「地域子ども・子育て支援事業」【事業種別】について、ニーズ調査の結果をふまえ、提供区域ごとにそれぞれの量の見込みと確保方策を定めます。

1 子ども・子育て支援新制度による区分等

「教育・保育」の【認定区分/施設類型別】については、以下のとおりです。

【認定区分】

		幼稚園	保育園	認定こども園	小規模保育
1号認定	3～5歳児で教育を希望する子	○	-	○	-
2号認定	3～5歳児で保育の必要性がある子	-	○	○	-
3号認定	0～2歳児で保育の必要性がある子	-	○	○	○

【施設類型別】

特定教育・保育施設

幼稚園	保護者の就労等の保育の必要性にかかわらず、3～5歳児（1号認定）の幼児教育を提供する施設
保育園（保育所）	保護者の就労等の保育の必要性があり家庭での保育が困難な場合、0～5歳児（2～3号認定）に保育を提供する施設
認定こども園	上記の幼稚園と保育園の機能の両方を併せ持った1～3号認定子どもを預かる施設

特定地域型保育施設

小規模保育事業	定員6～19人までの0～2歳児（3号認定）を対象とした比較的小規模な施設（事業） ＊ 通常、満3歳到達日（2号認定）の年度末（3月末）まで利用可。 ＊ 幼稚園や保育園等が近隣にない地域においては、5歳児まで保育を実施することができます。（特例保育・特別保育）
※ 他に「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」が特定地域型保育施設に含まれます。	

「地域子ども・子育て支援事業」の【事業種別】については、以下のとおりです。

【事業種別】

利用者支援事業	子どもや子育てについて、包括的に相談・助言等を行い、関係機関等と連携調整を行います。
地域子育て支援拠点事業	子どもや保護者の相互交流や子育て相談等を行っています。
妊婦健康診査	妊婦の健康保持及び増進を図るため、健康診査の充実を行っています。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援を行います。
養育支援訪問事業	特に支援が必要な家庭を訪問し、適切な養育の助言等を行います。
子育て短期支援事業	保護者の疾病等により家庭での養育が困難な児童に必要な保護を行います。（ショートステイ）
子育て援助活動支援事業	乳幼児や児童の預かり等を会員相互の援助活動により行います。（ファミリー・サポート・センター）
一時預かり事業	幼稚園における「預かり保育」や指定保育園の「一時保育」を行っています。
時間外保育事業	指定施設において通常の利用日及び時間外に「延長保育」を行っています。
病児・病後児保育事業	病院や保育所付設の専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行います。
放課後児童健全育成事業	地域の児童クラブや児童館、たんぽぽ広場において、放課後の児童の居場所づくりを行っています。

2 提供区域の設定（子ども・子育て支援法第61条）

事業計画の策定にあたっては、区域を設定したうえで、当該区域ごとに量の見込み（需要、ニーズ）と確保方策（供給、定員確保）を定めるものとされています。

日光市においては、前計画と同様に5地域（今市、日光、藤原、足尾、栗山）を提供区域として設定し、それぞれの事業の利用実態や供給体制の状況を踏まえ、以下のとおり、5地域 若しくは市内全域 と定めます。

本計画における提供区域の設定

事業区分		提供区域
教育・保育	1号認定（3～5歳：教育）	5 地 域
	2号認定（3～5歳：保育）	
	3号認定（0～2歳：保育）	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	市 内 全 域
	地域子育て支援拠点事業	
	妊婦健康診査	
	乳児家庭全戸訪問事業	
	養育支援訪問事業	
	子育て短期支援事業	
	子育て援助活動支援事業	
	一時預かり事業	
	時間外保育事業	
	病児・病後児保育事業	
	放課後児童健全育成事業	5 地 域

3 乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保

乳幼児期の「教育・保育」については、その利用実態や供給体制から、市町村合併前の5地域（今市、日光、藤原、足尾、栗山）において、量の見込みと確保の内容を定めます。

【量の見込み(必要利用定員総数)】

平成31年1月に実施した「日光市子育て支援についてのアンケート調査」の結果に基づき、令和2年度から6年度までの利用量（利用実人数）を、認定区分ごとに見込んでいます。

【確保の内容】

量の見込みに対して、施設の類型別に受入人数を設定し、提供体制を確保することとします。

○ 特定教育・保育施設

子ども・子育て支援新制度による、乳幼児期の教育・保育施設
（認定こども園、幼稚園、保育所）

○ 特定地域型保育事業

市町村の認可事業として実施する、小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育事業

○ 認可外保育施設

児童福祉法上の認可を受けていない保育施設（保育型児童館を含む）

【過不足数(②-①)】

量の見込みに対する確保の内容の過不足数です。

日光市においては、5地域全てにおいて、量の見込みを幼稚園、保育所、認定こども園、保育型児童館等で全て確保することとしています。

提供体制の確保にあたっての視点

幼児期の学校教育・保育の質の確保・向上と一体的提供の推進

○ 保育士等の質の確保・向上のため、研修の実施や処遇改善等の充実を図ります。

また、幼稚園・保育所等の認定こども園化については、市内4つの幼稚園が認定こども園へ移行し、学校教育・保育それぞれのニーズに対応する施設が整備されました。今後は、認定こども園の園児数の推移や利用希望状況等を把握し、更なる普及等の検討を進めます。

放課後児童対策の充実

○ 放課後児童クラブの指導員の質の確保・向上のため、研修の実施や加配を含めた処遇改善等の充実を図り、適切な提供体制を確保します。

日光市全域

乳幼児期の教育・保育の確保について、市全体の計画では、市町村合併前の5地域（今市、日光、藤原、足尾、栗山）における量の見込みと確保の内容を定めた結果を積み上げた合計値としています。

		1 年 目（令和2 年度）			2 年 目（令和3 年度）			3 年 目（令和4 年度）			4 年 目（令和5 年度）			5 年 目（令和6 年度）																							
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号																					
② 確 保 方 策		特定教育・保育施設 （認可園・幼稚園・保育園）	0	3	13	10	23	0	3	13	10	23	0	3	13	10	23																				
																		上 記 以 外	0	12	53	0	0	12	53	0	0	12	53	0	0						
		特定地域型保育事業 （小規模保育）	0	3	11	4	14	0	3	11	4	13	0	3	11	4	13	0	3	11	4	13															
小 計		児童館 （落合・豊田・塩野室）	0	12	53	0	0	0	12	53	0	0	0	12	53	0	0	12	53	0	0																
																						へぎ地 （小栗川）	0	1	5	0	6	0	1	5	0	6	0	1	5	0	6
			599	197	859	168	522		198	858	168	523		199	866	168	525		199	858	168	521		199	857	169	521										
②－①			66	20	82	▲7	1	91	28	26	0	2	106	32	▲19	6	12	100	32	▲32	10	32	109	34	▲20	14	47										

今市地域

今市地域においては、2号認定、3号認定のニーズが高くなっていますが、地域内保育所に加え、幼稚園の預かり保育事業及び認可外保育施設等を活用することで、量の見込みを確保することとします。

	1年目（令和2年度）			2年目（令和3年度）			3年目（令和4年度）			4年目（令和5年度）			5年目（令和6年度）		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	0歳 1・2歳	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	0歳 1・2歳	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	0歳 1・2歳	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	0歳 1・2歳	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	0歳 1・2歳
① 量の見込み	444	148 647	146 434	426	143 696	141 436	418	141 739	137 432	419	141 745	133 410	412	139 735	131 398
② 確保方策	特定教育・保育施設 （認可園・幼稚園・保育園）	500 149 647	128 399	502	150 649	129 401	507	152 656	130 406	503	151 648	130 401	503	152 649	131 402
	特定地域型保育事業 （小規模保育）	0 3 11 9 20	0 20	0	3 11	9 20	0	3 11	9 20	0	3 11	9 20	0	3 11	9 20
	上記以外	認可外	0 3 9 4 12	0 12 0	3 9	4 12	0 3 9 4 12	0 3 9 4 12	0 12 53 0 0	0 3 9 4 12	0 3 9 4 12	0 12 53 0 0	0 3 9 4 12	0 12 53 0 0	0 3 9 4 12
		児童館 （総合・豊岡・垣野室）	0 12 53	0 0 0	0 12 53 0 0	0 12 53	0 0 0	0 12 53 0 0	0 12 53 0 0	0 12 53 0 0	0 12 53 0 0	0 12 53 0 0	0 12 53 0 0	0 12 53 0 0	0 12 53 0 0
	へき地 （小栗II）	0 0 1 0 1	0 1 0 1 0	0 1 0 1 0	0 0 1 0 1	0 1 0 1 0	0 1 0 1 0	0 0 1 0 1	0 1 0 1 0	0 1 0 1 0	0 1 0 1 0	0 1 0 1 0	0 1 0 1 0	0 1 0 1 0	0 1 0 1 0
小 計	500 167 721	141 432	502 168 723	142 434	507 170 730	143 439	503 169 722	143 434	503 170 723	144 435					
②－①	56 19 74	▲5 ▲2	76 25 27	1 ▲2	89 29 ▲9	6 7	84 28 ▲23	10 24	91 31 ▲12	13 37					

日光地域

日光地域については、今後も一定の量を見込み、必要に応じて利用定員の変更・設定等により量を確保することとします。

		1 年目（令和 2 年度）			2 年目（令和 3 年度）			3 年目（令和 4 年度）			4 年目（令和 5 年度）			5 年目（令和 6 年度）		
		1号	2 号	3 号	1号	2 号	3 号	1号	2 号	3 号	1号	2 号	3 号	1号	2 号	3 号
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	0 歳	1・2 歳	0 歳	1・2 歳	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	0 歳	1・2 歳	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	0 歳	1・2 歳
① 量の見込み		49	16	72	48	16	80	16	49	48	16	88	16	47	16	85
② 確保方策	特定教育・保育施設	55	16	72	14	44	57	17	74	15	46	17	77	18	77	15
	特定地域型保育事業 （小規模保育）	0	0	1	1	2	0	0	1	1	2	0	1	0	0	1
	上	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0	1
	認可外 児童館 （集合・集団・田野室）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外 へき地 （小束川）		0	1	4	0	5	0	1	4	0	5	0	1	4	0	5
小 計		55	17	78	15	52	57	18	80	16	54	18	83	19	83	16
②－①		6	1	6	▲1	4	9	2	0	0	5	10	2	▲5	3	▲5

藤原地域

藤原地域については、公立施設の統廃合に係る民間保育園が運営されており、今後も一定の量の見込みを確保することとします。

	1年目（令和2年度）				2年目（令和3年度）				3年目（令和4年度）				4年目（令和5年度）				5年目（令和6年度）								
	2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号				
	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	0歳 1・2歳		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	0歳 1・2歳		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	0歳 1・2歳		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	0歳 1・2歳		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	0歳 1・2歳		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	0歳 1・2歳		
① 量の見込み	37	12	54	12	36	33	11	53	11	34	30	10	55	10	31	30	10	53	9	29	30	10	54	9	29
	41	12	54	11	33	39	12	50	10	31	37	11	48	10	30	36	11	47	9	29	37	11	48	9	30
② 確保方策	特定教育・保育施設	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1
	特定地域型保育事業 （小規模保育）	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童館 （落合・豊岡・垣野瀬）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	へき地 （小束川）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	41	12	56	11	35	39	12	52	10	33	37	11	50	10	31	36	11	49	9	30	37	11	50	9	31
②－①	4	0	2	▲1	▲1	6	1	▲1	▲1	▲1	7	1	▲5	0	0	6	1	▲4	0	1	7	1	▲4	0	2

足尾地域

足尾地域については、現在の認定こども園において、量の見込みを確保できる状態となっています。

1年目（令和2年度）				2年目（令和3年度）				3年目（令和4年度）				4年目（令和5年度）				5年目（令和6年度）						
1号		2号	3号	1号		2号	3号	1号		2号	3号	1号		2号	3号	1号		2号	3号			
		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外			0歳 1・2歳	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い			左記 以外	0歳 1・2歳			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外			0歳 1・2歳	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	0歳 1・2歳	
① 量の見込み	2	1	3	1	2	1	0	2	1	0	2	0	1	1	0	2	1	0	2	0	1	
	2	1	3	1	2	1	0	2	1	0	2	0	1	1	0	2	1	0	2	0	1	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
② 確保方策	上 記 以 外	認可外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		児童館 （落合・豊岡・垣野室）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		へき地 （小束川）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計		2	1	3	1	2	1	0	2	0	1	1	0	2	0	1	1	0	2	0	1	
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

栗山地域

栗山地域については、現在の小規模保育において、利用者ニーズに合わせた量の見込みを確保していきます。

	1 年 目（令和 2 年度）			2 年 目（令和 3 年度）			3 年 目（令和 4 年度）			4 年 目（令和 5 年度）			5 年 目（令和 6 年度）			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	0歳 1・2歳	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	0歳 1・2歳	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	0歳 1・2歳	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	0歳 1・2歳	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	0歳 1・2歳
① 量の見込み	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
② 確保方策	特定教育・保育施設	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	2	0	1	0	0
	特定地域型保育事業 （小規模保育）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外 児童館 （落合・豊岡・垣野室）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	以外 へき地 （小糸川）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	2	0	1	0
②－①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

アンケート調査結果及び実績、人口の推移等を考慮し、各事業の量の見込みと確保方を定めます。

(1) 利用者支援事業 〈実績に基づく市の独自推計(人口推計)〉

H30 実績：基本型:3か所/地域子育て支援センター・親子ふれあいひろば（日光・鬼怒川）

母子保健型:1か所/子育て世代包括支援センター（健康課内）

区分		1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
① 量の見込み (か所)	基本型・特定型	3	3	3	3	3
	母子保健型	1	1	1	1	1
② 確保方策 (か所)	基本型・特定型	3	3	3	3	3
	母子保健型	1	1	1	1	1
②－①（基本型・特定型）		0	0	0	0	0
②－①（母子保健型）		0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業 〈ニーズ調査の結果（国の手引きに基づく推計）〉

H30 実績：3か所/地域子育て支援センター・親子ふれあいひろば（日光・鬼怒川）

年間利用者 22,919 人/支援センター:20,314 人 日光:1,925 人 鬼怒川:680 人

月間利用者 1,910 人/ // :1,693 人 // :160 人 // :57 人

区分	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
① 量の見込み（人）	2,140	2,112	2,056	1,981	1,926
② 施設数（か所）	3	3	3	3	3

(3) 妊婦健康診査 〈市の独自推計(人口推計)〉

H30 実績：年間 5,025 人

区分	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
① 量の見込み（人）	4,944	4,740	4,620	3,480	3,360

※0 歳児推計をもとに算出

(4) 乳児家庭全戸訪問事業 〈市の独自推計(人口推計)〉

H30実績：461人

区分	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
① 量の見込み(人)	412	395	385	290	280

※0歳児推計をもとに算出

(5) 養育支援訪問事業 〈実績に基づく市の独自推計(人口推計)〉

H30実績：870人

区分	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
① 量の見込み(人)	873	847	824	573	561
② 確保方策(人)	873	847	824	573	561
②－①	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ) 〈実績に基づく市の独自推計(人口推計)〉

H30実績：63人

区分	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
① 量の見込み(人)	63	61	60	59	58
② 確保方策(人)	63	61	60	59	58
③ 施設数(か所)	3	3	3	3	3
②－①	0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター) 〈実績に基づく市の独自推計〉

H30実績：3,806人(送迎・その他援助・産前産後支援)

区分	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
① 量の見込み(人)	3,877	3,904	3,924	3,927	3,922
② 確保方策(人)	3,877	3,904	3,924	3,927	3,922
②－①	0	0	0	0	0

(8) -1 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）

H30 実績：10,790 人

〈実績に基づく市の独自推計〉

区分		1 年目 (R2)	2 年目 (R3)	3 年目 (R4)	4 年目 (R5)	5 年目 (R6)
① 量の見込み (人)	1 号認定による利用	11,500	11,000	10,700	10,750	10,600
	2 号認定による利用	0	0	0	0	0
② 確保方策 (人)		11,500	11,000	10,700	10,750	10,600
③ 施設数 (か所)		7	7	7	7	7
② - ①		0	0	0	0	0

(8) -2 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター・病児・緊急対応強化型事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライト）

H30 実績：536 人/一時預かり 384 子育て援助活動支援一時的な預かり（ファミリー） 152

4 か所/並木保育園・所野保育園・すくやか保育園・ファミリー・サポート・センター

〈実績に基づく市の独自推計〉

区分		1 年目 (R2)	2 年目 (R3)	3 年目 (R4)	4 年目 (R5)	5 年目 (R6)
① 量の見込み (人)		521	512	504	494	484
② 確保方策 (人)	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	367	358	350	340	330
	子育て援助活動支援事業（病児・ 緊急対応強化型事業を除く）	154	154	154	154	154
	子育て短期支援事業（トワイライト）	0	0	0	0	0
③ 施設数 (か所)	一時預かり事業 子育て援助活動支援事業	4	4	4	4	4
	子育て短期支援事業（トワイライト）	0	0	0	0	0
② - ①		0	0	0	0	0

※トワイライト … 母子家庭等が一定の事由により児童の養育が一時的に困難な場合に児童養護施設等で預かる事業

(9) 時間外保育事業(延長保育)

〈実績に基づく市の独自推計(人口推計)〉

H30 実績：365人

区分	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
① 量の見込み(人)	366	356	346	340	333
② 確保方策(人)	366	356	346	340	333
③ 施設数(か所)	21	21	21	21	21
②－①	0	0	0	0	0

(10) 病児・病後児保育事業(子育て援助活動支援事業〈病児・緊急対応強化事業〉含)

H30 実績：年 307 人 / 病児 245 子育て援助活動支援(ファミサポ) 62

4 か所 / 病児(済生会宇都宮病院)・病後児(明神保育園・所野保育園・ファミサポ)

〈実績に基づく市の独自推計(人口推計)〉

区分		1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
① 量の見込み（人）		303	302	300	297	295
②確保方策 （人）	病児保育事業	234	229	223	217	211
	子育て支援活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	69	73	77	80	84
③ 施設数 （か所）	病児・病後児対応型	4	4	4	4	4
②－①		0	0	0	0	0

※病児・緊急対応強化事業 … 病児・病後児の預かりや早朝・夜間等の緊急な預かり、宿泊を伴う預かり

(11) 放課後児童健全育成事業

〈ニーズ調査の結果（国の手引きに基づく推計）〉

実績に基づく市の独自推計(人口推計)によると、人口減少に連動し減少傾向が強調される結果となるが、母親の就労率向上等を背景に近年の児童クラブ等の利用者が増加していることから、ニーズ調査の結果を反映した国の手引きに基づく推計(緩やかな減少傾向)により設定することとします。

日光市全域 H30 実績：1,496 人

区分		1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
①量の見込み(人)	小学校低学年	805	792	794	795	760
	小学校高学年	691	664	631	593	583
②確保方策(人)		1,496	1,456	1,425	1,388	1,343
③施設数(か所)		55	55	55	55	55
②－①		0	0	0	0	0

今市地域

区分		1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
①量の見込み(人)	小学校低学年	671	663	667	668	645
	小学校高学年	576	556	531	498	495
②確保方策(人)		1,247	1219	1197	1165	1140
③施設数(か所)		42	42	42	42	42
②－①		0	0	0	0	0

日光地域

区分		1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
①量の見込み(人)	小学校低学年	74	75	75	78	68
	小学校高学年	64	63	59	58	52
②確保方策(人)		138	138	134	136	120
③施設数(か所)		8	8	8	8	8
②－①		0	0	0	0	0

藤原地域

区分		1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
①量の見込み(人)	小学校低学年	56	51	49	47	46
	小学校高学年	47	43	39	35	35
②確保方策(人)		103	94	88	83	81
③施設数(か所)		3	3	3	3	3
②－①		0	0	0	0	0

足尾地域

区分		1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
①量の見込み(人)	小学校低学年	3	2	2	1	1
	小学校高学年	3	1	1	1	1
②確保方策(人)		6	3	4	2	2
③施設数(か所)		1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0

栗山地域

区分		1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
①量の見込み(人)	小学校低学年	1	1	1	1	0
	小学校高学年	1	1	1	1	0
②確保方策(人)		2	2	2	2	2
③施設数(か所)		1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0

(12) 実費徴収補足給付事業

この事業は、新制度未移行園に通う低所得世帯等の経済的負担軽減を図る事業です。市内では全園(特定教育・保育施設)が新制度に移行しており、該当実績がありませんが、市外通園を含め世帯の所得状況等を確認のうえ実施を予定しています。

(13) 多様な事業者の参入促進事業

この事業は、民間事業者による教育・保育事業の新規参入等について、相談・助言等により支援する事業です。市では、必要に応じて新規参入等事業者の支援をしていきます。

【次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画（母子保健計画含む）】

《放課後児童健全育成事業》

児童の健全育成を図るため、就労などにより放課後に保護者のいない家庭の小学校6年生までを受け入れる放課後児童クラブ、小規模小学校区においては、たんぽぽ広場の環境整備や指導員の確保を推進し、遊び場や生活の指導を行います。

研修等の充実により指導員の質の確保と向上を図り、支援を要する児童に対するきめ細かな対応や指導員の加配を行ってまいります。

また、今後想定される小中学校の統廃合に合わせた児童クラブの統廃合や新設、運営形態等について検討し、適切な児童の居場所づくりを確保していきます。

《放課後子ども教室事業》

小学校の余裕教室を積極的に活用しながら、放課後子ども教室を設置し、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施します。

なお、実施にあたっては、「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨に基づき、福祉部局と教育委員会とで情報を共有することで、放課後児童クラブとの連携を図っていきます。

《子ども家庭総合支援拠点事業》

国が定めた「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、「（仮称）日光市子ども家庭総合支援拠点（以下「支援拠点」という）」の設置を進めます。

支援拠点では、地域の全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実状の把握、子ども等に関する相談全般及び、必要な支援に係る業務を行い、要保護児童対策地域協議会を中心とした福祉、保健・医療、教育、警察等の関係機関と連携しながら、特に要支援児童及び要保護児童等への支援業務強化を図っていきます。

また、通所・在宅支援（「養育支援訪問事業」「子育て短期支援事業」「子どもの居場所づくり事業」等）を中心としたより専門的な相談対応を行う役割も担い、必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行っていきます。

《母子保健事業（母子保健計画）》

1. 現状と課題（妊娠・出産・子育ての状況）

項目	現状及び課題
人口減少と 少子化の進行	・総人口は年々減少している。中でも、出生数は4年前と比較し、年間100人以上の減少と深刻な状況にあることから、0～14歳の年少人口の割合は大幅に減少し、少子高齢化が更に顕著となっている。
支援が必要な妊産婦や子育て世代家庭の増加	・家庭環境、養育力、心身の健康状態等において支援が必要な妊産婦が約2割いる。妊娠届出時面接、妊娠期間中の電話連絡、及び産科医療機関や家庭児童相談室との連携により状況把握しやすい環境となり、妊娠期から介入支援する家庭が増えている。 ・子育てにおいて、「落着き」「対人コミュニケーション」「育児ストレス・不安」等による保護者の心理面や育児の支援・サポートのため、相談対応が必要な状況にある。 ・保健・医療分野のみならず、家庭や地域の関係機関等との連携による地域での切れ目ない支援が求められている。
子育ての不安や負担の増加	・乳児家庭全戸訪問事業では、対象家庭の約25%に継続支援を行っており、養育環境や産後うつによる支援の割合が多い。 ・健やか親子21計画に関する調査で、お子さんの育てにくさを感じている割合は、4か月児7.7%、1.6歳児15.5%、3歳児25.8%と年齢が上がるにつれて割合が高くなっており、ゆったりと過ごせる時間がないと感じている割合は増えている。
母子保健医療体制	・少子化は進んでいるものの、住んでいる地域で妊産婦・乳幼児が安心して医療が受けられる体制が求められている。

2. 目標

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援、及び子どもと親が元気に過ごす健康づくりの推進

3. 施策

- ①妊娠・出産期の健康支援
- ②子どもの成長に応じた支援
- ③安心な医療体制の確保（母子保健医療体制の確保）

(施策ごとの事業)

施策 No.	事業名	担当課	事業内容
①	母子手帳交付	健康課	妊娠届出の際に、保健師等が原則全員の妊婦さんと面接して母子健康手帳等を交付し、妊娠中の生活や子育て、市の事業、医療制度等についての情報提供を行います。
	妊産婦健康相談	健康課	妊娠中の健康管理のため、妊娠期間中に健康状態等を把握し、助産師、保健師、管理栄養士による健康相談を家庭訪問等により実施します。
	妊産婦一般健康診査	健康課	母子健康手帳交付時に健診費用が助成される「妊産婦健康診査受診票」を交付します。
	プレママ教室	健康課	妊娠・出産前後の健康管理のための生活習慣や育児手技を身につけるための教室を開催します。
	産後ケア事業	健康課	産後の母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するために、医療機関等において心身のケアを行います。
	不妊症対策支援事業	子育て支援課	不妊治療が必要と医師に判断され、医療機関で不妊治療を受けた方に治療費の一部を助成します。
②	新生児聴覚検査		新生児の聴覚に関する機能の状況を早期確認、早期対応するために、聴覚検査に要する費用の一部を助成します。
	乳児家庭全戸訪問	健康課	4か月までの乳児のいる全家庭を助産師、保健師が訪問して、母親と乳児の健康状態や養育環境等を把握し、産婦への保健指導や子育てに関する助言を行います。
	乳幼児健康診査	健康課	乳幼児のより良い発育発達と疾病や異常の早期発見、保護者への養育支援を目的に健康診査を行います。
	乳幼児健康相談	健康課	乳幼児と保護者を対象に、育児や発達に関する不安や悩みに対応するため、保健師、管理栄養士、その他の専門職による各種個別相談や、関係機関等との連携による支援を行います。
	予防接種	健康課	伝染のおそれがある感染症の発生とまん延防止のため、「予防接種法」に基づく予防接種を行います。
	食育による健康づくりの推進	健康課	日光市食育推進計画に基づき、乳幼児期における食生活の基礎づくりや、学童期における望ましい食習慣づくりに向けた取り組みをします。
③	周産期医療対策	健康課	地域において安心して出産するために必要な医療を提供できる体制を確保します。
	市立休日急患子ども診療所事業	健康課	休日における入院を必要としない小児の救急医療体制を確保します。
	小児科医師の確保の推進	健康課	地域において、子どもが安心して医療を受けることができる環境を確保します。

4. 成果指標（数値目標）

施策 No.	指標名	現状値（R1）	目標値（R6）
①	母子手帳交付時面接の実施率	95.2%	99.0%
	妊産婦健康診査受診率	99.0%	100%
②	乳児家庭全戸訪問実施率	97.4%	99.0%
	乳幼児健康診査受診率	97.8%	99.0%
	MR ワクチン接種率	93.4%	100%

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の推進と他計画との連携

本計画では、令和2年度から6年度の5ヵ年間の『幼児教育・保育』と『地域子ども・子育て支援事業』について、提供区域を設定し、量の見込みとそれに対する確保の内容、実施時期を定めました。

今後、幼児教育・保育を希望する子どもや家庭が、多様な選択肢の中から施設や事業、働き方を選べる環境を整備するため、老朽化が著しい公立施設の統廃合を含めた適切な施設の再配置や定員の設定等を検討、実施してまいります。

なお、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえた本計画の推進は、日光市地域福祉計画、日光市障がい者福祉計画等と調和・連携することで、子どもの健やかな成長と子育てしやすいまちづくりに寄与します。

2 計画に関する情報提供及び周知・啓発

本計画については、関係者や関係団体等へ周知するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用して、広く市民に周知します。

また、今後の進捗状況や子ども・子育て支援新制度、子ども・子育て支援に関する各種サービスについても、市民・利用者目線での情報提供に努めます。

3 計画の検証と補正

計画の実現のためには、計画に即した事業が円滑に実施できるように管理するとともに、需要と供給のバランスがとれているかを把握し、検証することが必要です。

このため、年度ごとに施設の状況や事業の進捗状況を把握し、利用実績と必要量とのバランスを検証し、乖離が生じた場合には補正することを検討します。

また、令和元年度から「今市地域保育施設等あり方検討委員会」を組織し、今市地域内の施設について、民間活力の導入を視野に、施設の再配置や定員についての検討を始めていることから、その検討結果によっては計画期間中であっても見直しを行います。

なお、計画の推進、量の見込みや確保方策の補正にあたっては、子ども・子育て支援法に基づき、条例により市の附属機関として設置した「日光市子ども・子育て審議会」の意見を踏まえて進めることとします。